

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 19 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$ 特別定額給付金担当課（室） 御中

総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

特別定額給付金事業における視覚障害者への配慮に関する協力依頼について（その 2）

特別定額給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

視覚障害者については、特別定額給付金の申請・受給に当たって、給付金自体の情報が十分届かないということや、申請書が届いても申請方法がわからないという事態が考えられます。このため、視覚障害者への配慮について、「特別定額給付金事業における視覚障害者への配慮に関する協力依頼について」（令和 2 年 4 月 30 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡。以下「4 月 30 日付事務連絡」という。）により市区町村の御協力をお願いしてきました。

今般、視覚障害者への配慮について、先般の事務連絡で御協力をお願いした事項に加え、追加の御協力をお願いしたい事項等を整理しましたので、下記の点について、市区町村の御協力をお願いします。

都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段のご配慮をお願いします。

本事務連絡については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から各都道府県・指定都市・中核市の障害福祉担当課（室）へ周知が行われる予定であることを申し添えます。

なお、本事務連絡は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

記

1 情報の周知方法について

- （1）視覚障害者への情報提供は、その者が必要とする媒体（点字、音声、拡大、テキスト等）を、その者自身で選択できる方法であることが望ましいと考えられます。

総務省では、4 月 30 日付事務連絡で御案内したように、視覚障害者に対し特別定額給付金に関する情報を提供するため、給付金の概要や申請方法などの情報を読

み上げる音声コードを印刷したチラシを作成することとしており、6月上旬頃にお届けする予定ですので、視覚障害者への情報提供の際に積極的な活用をお願いします。

併せて、総務省ホームページにおいて、給付金の概要や申請方法などの情報について、点字、音声、テキストによるデータ形式のものを掲載する予定です。

市区町村においては、特別定額給付金に関する情報を提供する際には、これらを積極的に活用し、市区町村のホームページ等において、適宜加工した上で掲載することなどにより、それぞれの視覚障害者のニーズに応じた情報提供の実施を検討するようお願いします。

- (2) 市区町村において、特別定額給付金の申請書等を郵送する封筒には、視覚障害者が郵便物の選別をするために、内容及び発信元を点字と拡大文字での表記を検討するようお願いします。表記する内容及び発信元としては、自治体名や「特別定額給付金の御案内」といった点字を付す検討をお願いします。また、拡大文字についても、同様の内容について、フォントサイズ 22 ポイント以上（小さくとも 18 ポイント）での表記の検討をお願いします。

特に、視覚障害者から申請書の再発行の依頼があった場合には、市区町村の障害福祉担当課（室）と連携し、その方が視覚障害者である場合には、再発行された申請書を郵送する際には、上記の配慮をすることを積極的に検討するようお願いします。

2 申請に関する支援について

- (1) 視覚障害者は、特別定額給付金の申請・受給に当たって、郵送された申請書の内容確認、記入、提出等について、視覚障害者が単独で対応することは難しく、申請作業には様々な支援が必要となると考えられます。

このため、市区町村の障害福祉担当課（室）と連携し、視覚障害者が必要とする公的な福祉サービスによる支援（同行援護、居宅介護、意思疎通支援等）を円滑・柔軟に受けられるよう配慮をお願いします。

- (2) 申請に向けた支援を必要とする視覚障害者が、案内が届いたことに気が付かないということや、申請書の作成・提出等を断念するということなく、円滑に申請作業が進められるよう、市区町村の障害福祉担当課（室）や関係者・関係団体と連携し、積極的な情報提供と申請に向けた支援について検討をお願いします。